

投資信託定時定額購入方式取扱規定（兼預金口座振替規定）

第1条（目的）

この規定は、お客さまと株式会社名古屋銀行（以下「当行」といいます。）との間の定時定額購入取引（第2条に定義してあります。）に関する取決めです。当行はこの規定にしたがって定時定額購入契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。

第2条（定時定額購入取引）

定時定額購入取引とは、毎月、あらかじめ指定いただいた日を買付けの申込日とし、あらかじめ指定いただいた投資信託受益権（以下「指定銘柄」といいます。）を自動的に買付けすることをいいます。

第3条（申込方法）

お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印（証券総合取引約款第4条のお届印に限ります。）し、これを当行に提出していくことによって本取引を開始することができます。

2 申込にあたっては、別途、累積投資契約を締結していただきます。

3 お客さまは複数の指定銘柄の買付けの申込ができます。

4 お客さまは当行が定める銘柄を指定銘柄として選択することができます。

5 お客さまは1指定銘柄につき毎月1回の買付けの申込日を指定することができます。なお、買付けの申込日が銀行休業日もしくは指定銘柄の取引不可日にあたる場合はその翌営業日を買付けの申込日とします。

第4条（振替）

第1回目の振替については証券総合取引約款第6条（指定預金口座からの引落）により振り替えるものとし、この規定による預金口座振替は行いません。ただし、bankstage（個人向けインターネットバンキング）及び、つみたてNISAによる買付けの場合は、第1回目の振替よりこの規定により振替します。

2 2回目以降の振替日は買付けの申込日の前営業日とします。

3 振替金額は、投資信託累積投資約款によらず1指定銘柄につき1千円以上1千円の整数倍の金額とします。ただし、増額月については1指定銘柄につき1千円以上1千円の整数倍の金額とし、年2回まで毎月分と合算して振替します。

4 前項の振替は普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金払戻請求書または小切手の提出を受けることなく指定預金口座（普通預金もしくは当座勘定に限ります。）から自動的に引落します。

5 振替日において、指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合は、お客さまに通知することなく、その月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害については当行は責を負いません。また買付けを行わなかった分については次回振替日以降も振替および買付けは行いません。

6 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高が振替日に振替金額の総額に満たない場合は、そのいずれの指定銘柄を買付けるかは当行の任意とします。

7 指定預金口座が総合口座またはカードローン設定口座等の場合には、貸越による買付代金の振替は行いません。

第5条（つみたてNISAの手数料等）

つみたてNISAによる公募株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいだいておりません。

第6条（買付時期、買付価額、収益分配金の再投資）

指定銘柄の目論見書に沿って行います。

第7条（申込内容の変更）

申込内容を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書面に必要事項を記入のうえ署名捺印し、当行に提出してください。この場合、変更の申出があつてから次回買付けの申込日までの日数が5営業日以上ある場合は、次回からの変更となります。次回買付けの申込日までの日数が5営業日未満となる場合は、次々回からの変更となります。

第8条（返還）

当行は、指定銘柄についてお客さまから返還を請求されたときは、これを換金のうえその代金を返還いたします。この場合の換金価額および手数料等は、指定銘柄の目論見書に沿って行います。

第9条（取引および残高の通知）

当行は、この契約に基づく取引の明細および残高の通知につきましては、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知します。

第10条（解約）

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ① お客さまから解約のお申出があつた場合
- ② 当行がこの契約を営むことができなくなった場合
- ③ 指定銘柄が償還された場合
- ④ やむをえない事由により、当行が解約を申出た場合

2 この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく管理している投資信託受益権を第8条に基づきお客さまに返還いたします。

第11条（その他）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改訂されることがあります。改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2 この規定に定めのない事項については、証券総合取引約款・規定集等に従うものとします。

3 この契約による買付けについては、償還乗換優遇制度の対象とはなりません。

以上

2021年1月1日 改訂